

随意契約の結果

【令和2年3月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
神奈川：洋光台エリアにおけるPR企画検討及び情報発信方策検討業務	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 上村 雅彦 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和2年3月31日	(株)電通東日本 東京都港区新橋4-2-1-3	1010401050996	7,654,559円	6,930,000円	90.5%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。 当該業務には賃貸住宅の効果的なPRに関する企画力が求められるので、専門の知識と能力を有する広告代理店に発注することとした。 業者の選定にあたっては、企画提案競技方式によるものとし、総合的に最も優れた企画提案を行った同社と会計規程第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】横浜住まいセンター事務所賃貸料及び共同使用料（令和2年度）	業務受託者 (株)URコミュニティ 横浜住まいセンター長 金子 定彦 神奈川県横浜市西区北幸1-1-8	令和2年3月16日	(株)相鉄ビルマネジメント 神奈川県横浜市西区南幸2-1-2-2	2020001035231	109,546,500円	109,546,500円	100.0%	当該契約は、住宅管理業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。 立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も履行中であり、引き続き当該物件を事務所とすることが業務遂行上も必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき随意契約を行ったものである。	-				
【URコミュニティ】神奈川西住まいセンター賃料・共益費（R2・R3）	業務受託者 (株)URコミュニティ 神奈川西住まいセンター長 有賀 俊 神奈川県藤沢市藤沢4-6-2	令和2年3月4日	大星ビル管理(株) 神奈川県横浜市西区北幸2-8-4	2010001004501	95,548,464円	95,548,464円	100.0%	当該契約は、賃貸住宅管理業務を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も履行中であり、引き続き当該物件を事務所とすることが業務遂行上も必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき随意契約を行ったものである。	-				